

## 【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年9月29日提出
【発行者名】	シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 水嶋 浩雅
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【事務連絡者氏名】	松永 みどり
【電話番号】	03-6843-1413
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	J P X日経4 0 0 ベア 2 倍上場投信（ダブルインバース）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	1,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年5月20日付をもって提出しました有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）において、下記の信託約款の変更等に伴い、記載事項の一部に訂正事項がありますのでこれを訂正するとともに、委託会社等の経理状況の記載を新たな内容に更新するため、本訂正届出書を提出します。

### < 約款変更の内容および理由 >

#### 変更の内容

「受益権の申込単位および価額」、「一部解約金の支払い」、「信託の一部解約」の条文において、基準価額の適用日、取得申込・一部解約請求の受付時限、取得申込・一部解約請求の受付の取り消し、取得申込・一部解約請求の受付停止期間及び解約金の支払日に関する規定の変更を行います。

#### 理由

基準価額の適用日、申込期限の変更、解約金の支払日の変更について：

日本証券クリアリング機構における金銭型ETFの設定交換に係る清算制度改善に伴い、各営業日の一定の受付時限までになされた取得申込又は一部解約請求について当日中の約定を前提とする従来の運用から、翌営業日中の約定を前提とする運用に変更をする必要が生じました。よって、約定日が一日後ろ倒しになることに伴い、取得・一部解約時の基準価額の適用日、取得申込・一部解約請求の受付に係る取消事由における基準日及び一部解約時の解約金の支払日についても同様に一日後ろ倒しにする必要が生じたことから、関連する規定について所要の変更を行います。

また、上記変更後の約定日は、既存の東証グロース250ETF（銘柄コード2516）における約定日と同じとなります。これを機に、計算期間終了直前の取得申込・一部解約請求の受付停止期間について既存の類似商品との平仄を合わせ、（受付停止の期間を現行より短縮することにより）利便性を高めるための規定の変更を行います。

あわせて、上述の取得申込または一部解約請求に係る受付時限を可能な限り後ろ倒しにして欲しいという指定参加者やマーケットメイカーからの要望を勘案し、当該受付時限に係る規定の変更を行います。

## 2【訂正の内容】

< 訂正前 > および < 訂正後 > に記載している下線部 \_\_\_\_\_ は訂正部分を示し、< 更新後 > に記載している内容は原届出書が更新されます。

## 第一部【証券情報】

## (4)【発行（売出）価格】

## &lt;訂正前&gt;

取得申込受付日の基準価額とします。  
(略)

## &lt;訂正後&gt;

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。  
(略)

## (5)【申込手数料】

## &lt;訂正前&gt;

取得申込受付日の基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。当該手数料にかかる消費税等相当額を含みます。  
(略)

## &lt;訂正後&gt;

取得申込日の翌営業日の基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。当該手数料にかかる消費税等相当額を含みます。  
(略)

## (9)【払込期日】

## &lt;訂正前&gt;

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

## &lt;訂正後&gt;

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 3【投資リスク】

<訂正前>

##### (1) ファンドのリスク (略)

<その他の留意点>

・対象指標について  
a. ~g. (略)

・対象指標とファンドの基準価額のかい離  
(略)  
a. ~e. (略)

・対象指標の原指標と当ファンド  
(略)

・換金性等が制限される場合

通常と異なる状況において、お買付け・ご換金に制限を設けることがあります。

当ファンドは、株価指数先物取引のうち主として取引を行うものについて、次の1.または2.に該当する場合には、販売会社は、当日の取得申込みの受付けの中止、当日の取得申込みの取消しまたはその両方を行うものとし、また、次の1.または2.に該当する場合には、委託会社は、当日の一部換金（解約）の実行の請求の受付けを中止することができるほか、当日の一部換金（解約）の実行の請求を取消することができます。

1. 当該先物取引にかかる金融商品取引所の当日の午後立会が行われなるときもしくは停止されたとき

2. 当該先物取引にかかる金融商品取引所の当日の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、当該各ファンドの当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき

(略)

<訂正後>

##### (1) ファンドのリスク (略)

<その他の留意点>

・対象指標について  
a. ~g. (略)

・対象指標とファンドの基準価額のかい離  
(略)  
a. ~e. (略)

・対象指標の原指標と当ファンド  
(略)

・換金性等が制限される場合

通常と異なる状況において、お買付け・ご換金に制限を設けることがあります。

当ファンドは、株価指数先物取引のうち主として取引を行うものについて、次の1.または2.に該当する場合には、委託会社は、取得申込みの受付けの中止、当日の取得申込みの取消しまたはその両方を行うものとし、また、次の1.または2.に該当する場合には、委託会社は、一部換金（解約）の実行の請求の受付けを中止することができるほか、当日の一部換金（解約）の実行の請求を取消することができます。

1. 当該先物取引にかかる金融商品取引所の取得申込日の翌営業日または解約申込日の翌営業日の午後立会が行われなるときもしくは停止されたとき

2. 当該先物取引にかかる金融商品取引所の取得申込日の翌営業日または解約申込日の翌営業日の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、当ファンドの当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき

(略)

#### 4【手数料等及び税金】

##### (1) 【申込手数料】

## &lt;訂正前&gt;

取得申込受付日の基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。当該手数料にかかる消費税等相当額を含みます。  
(略)

## &lt;訂正後&gt;

取得申込日の翌営業日の基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。当該手数料にかかる消費税等相当額を含みます。  
(略)

## 第2【管理及び運営】

## 1【申込（販売）手続等】

## &lt;訂正前&gt;

## (1) 申込方法

・販売会社は、2015年8月24日以降、分割される受益権を、取得申込日の午後2時までに取得申込みをした取得申込者に対し、最低取得申込口数（5千口）以上かつ委託会社が別に定める申込上限口数の範囲内の口数で委託会社の指定する販売会社がそれぞれ委託会社の承認を得て定める単位（ ）をもって取得の申込を受付けることができます。なお、午後2時以降の取得申込については翌営業日の取得申込として受付けることができます。  
(略)

## &lt;訂正後&gt;

## (1) 申込方法

・販売会社は、分割される受益権を、取得申込日の午後5時までに取得申込みをした取得申込者に対し、最低取得申込口数（5千口）以上かつ委託会社が別に定める申込上限口数の範囲内の口数で委託会社の指定する販売会社がそれぞれ委託会社の承認を得て定める単位（ ）をもって取得の申込を受付けることができます。なお、午後5時以降の取得申込については翌営業日の取得申込として受付けることができます。  
(略)

## &lt;訂正前&gt;

## (3) 取扱時間

原則として、午後2時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。  
(略)

## &lt;訂正後&gt;

## (3) 取扱時間

原則として、午後5時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。  
(略)

## &lt;訂正前&gt;

(4) 上記(1)の規定にかかわらず、委託会社は、下記のa.～e.の期日および期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受け付けを停止します。

- a. 毎計算期間終了日の5営業日前から前営業日まで
- b. この信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間
- c. 毎年3、6、9、12月の最終営業日
- d. ～f. (略)

## &lt;訂正後&gt;

(4) 上記(1)の規定にかかわらず、委託会社は、下記のa.～e.の期日および期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受け付けを停止します。

- a. ファンドの計算期間終了日（決算日）の4営業日前から起算して4営業日以内（ただし、ファンドの決算日が休業日の場合は、ファンドの決算日の5営業日前から起算して5営業日以内）
- b. この信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間
- c. 毎年3、6、9、12月の最終営業日の前営業日
- d. ～f. (略)

## &lt;訂正前&gt;

(5) 株価指数先物取引のうち、主として取引を行うものについて、次の1.～2.に該当する場合には、委託会社は、当日の取得申込の受け付けを中止、当日の取得申込の取り消しまたはその両方を行うものとし

す。

1. 当該先物取引にかかる金融商品取引所の当日の午後立会が行われな<sup>き</sup>いとき、もしくは停止されたとき
2. 当該先物取引にかかる金融商品取引所の当日の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされるなどやむを得ない事情が発生したことから、当ファンドの当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき

<訂正後>

- (5) 株価指数先物取引のうち、主として取引を行うものについて、次の1.~2.に該当する場合には、委託会社は、取得申込の受付けを中止、当日の取得申込の取り消しまたはその両方を行うものとします。
1. 当該先物取引にかかる金融商品取引所の取得申込日の翌営業日の午後立会が行われな<sup>き</sup>いとき、もしくは停止されたとき
  2. 当該先物取引にかかる金融商品取引所の取得申込日の翌営業日の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされるなどやむを得ない事情が発生したことから、当ファンドの当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき

<訂正前>

- (6) 申込金額  
取得申込受付日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

<訂正後>

- (6) 申込金額  
取得申込日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

<訂正前>

- (8) 申込代金の支払い  
取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

<訂正後>

- (8) 申込代金の支払い  
取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。  
金融商品取引清算機関による清算制度を利用した購入申込が可能です。

## 2【換金（解約）手続等】

### <解約請求による換金>

<訂正前>

- (1) 受益権の解約  
受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低口数（5千口）以上かつ委託会社が別に定める解約請求上限口数の範囲内の口数で、委託会社の指定する販売会社がそれぞれ委託会社の承認を得て定める単位（ ）をもって、原則として毎営業日午後2時までに、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。  
( ) 委託会社の指定する販売会社がそれぞれ委託会社の承認を得て定める単位：  
最低口数（5千口）以上1千口単位

<訂正後>

- (1) 受益権の解約  
受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し、一部解約の実行の請求日（以下「解約申込日」といいます。）の午後5時までに、最低口数（5千口）以上かつ委託会社が別に定める解約請求上限口数の範囲内の口数で、委託会社の指定する販売会社がそれぞれ委託会社の承認を得て定める単位（ ）をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。  
( ) 委託会社の指定する販売会社がそれぞれ委託会社の承認を得て定める単位：  
最低口数（5千口）以上1千口単位

<訂正前>

- (3) 取扱時間  
原則として、午後2時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。  
(略)

<訂正後>

- (3) 取扱時間

原則として、午後5時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。  
(略)

<訂正前>

- (4) 上記(1)の規定にかかわらず、委託会社は、下記のa.~e.の期日および期間における受益権の解約請求については、原則として、当該解約請求の受け付けを停止します。
- 毎計算期間終了日の5営業日前から前営業日まで
  - この信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間
  - 毎年3、6、9、12月の最終営業日
  - ~f. (略)

<訂正後>

- (4) 上記(1)の規定にかかわらず、委託会社は、下記のa.~e.の期日および期間における受益権の解約請求については、原則として、当該解約請求の受け付けを停止します。
- ファンドの計算期間終了日(決算日)の4営業日前から起算して4営業日以内(ただし、ファンドの決算日が休業日の場合は、ファンドの決算日の5営業日前から起算して5営業日以内)
  - この信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間
  - 毎年3、6、9、12月の最終営業日の前営業日
  - ~f. (略)

<訂正前>

- (5) 株価指数先物取引のうち、主として取引を行うものについて、次の1.~2.に該当する場合には、委託会社は、当日の解約請求の受け付けを中止、当日の解約請求の取り消しまたはその両方を行うものとします。
- 当該先物取引にかかる金融商品取引所の当日の午後立会が行われないうち、もしくは停止されたとき
  - 当該先物取引にかかる金融商品取引所の当日の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされるなどやむを得ない事情が発生したことから、当ファンドの当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき

<訂正後>

- (5) 株価指数先物取引のうち、主として取引を行うものについて、次の1.~2.に該当する場合には、委託会社は、解約請求の受け付けを中止、当日の解約請求の取り消しまたはその両方を行うものとします。
- 当該先物取引にかかる金融商品取引所の解約申込日の翌営業日の午後立会が行われないうち、もしくは停止されたとき
  - 当該先物取引にかかる金融商品取引所の解約申込日の翌営業日の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされるなどやむを得ない事情が発生したことから、当ファンドの当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき

<訂正前>

- (7) 解約価額  
解約請求受付日の基準価額とします。  
(略)

<訂正後>

- (7) 解約価額  
解約申込日の翌営業日の基準価額とします。  
(略)

<訂正前>

- (9) 解約単位  
5千口以上1千口単位  
(略)

<訂正後>

- (9) 解約単位  
5千口以上かつ委託会社が別に定める解約請求上限口数の範囲内の口数で、委託会社の指定する販売会社がそれぞれ委託会社の承認を得て定める単位  
(略)

<訂正前>

- (10) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して4営業日目からお支払いします。

<訂正後>

(10) 解約代金の支払い

原則として、解約申込日から起算して5営業日目からお支払いします。

金融商品取引清算機関による清算制度を利用した換金請求が可能です。その場合のお支払いは、清算制度に準じます。

## 第三部【委託会社等の情報】

## 第1【委託会社等の概況】

## 3【委託会社等の経理状況】

&lt;更新後&gt;

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第26期事業年度（自2024年4月1日至2025年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

## (1)【貸借対照表】

(単位：千円)

科目	期別	前事業年度 (2024年3月31日現在)		当事業年度 (2025年3月31日現在)	
		金額		金額	
(資産の部)					
流動資産					
1 現金・預金		8,322,132		9,552,500	
2 直販顧客分別金信託		100		100	
3 前払費用		20,977		21,486	
4 未収委託者報酬		552,306		581,176	
5 未収運用受託報酬		2,838,870		2,559,630	
6 未収投資助言報酬		59,563		32,759	
7 その他		118,097		191,864	
流動資産計		11,912,047		12,939,517	
固定資産					
1 有形固定資産		14,540		14,046	
(1)建物付属設備	*1	3,710		*1	3,066
(2)器具備品	*1	10,830		*1	10,979
2 無形固定資産		580		72	
(1)電話加入権		580		72	
3 投資その他の資産		97,218		98,085	
(1)投資有価証券		21,684		21,324	
(2)長期差入保証金		74,617		76,044	
(3)その他		916		716	
固定資産計		112,339		112,203	
資産合計		12,024,386		13,051,721	

(単位：千円)

科目	期別	前事業年度 (2024年3月31日現在)		当事業年度 (2025年3月31日現在)	
		金額		金額	
(負債の部)					

流動負債			
1 預り金		89,089	83,742
2 未払金		3,127,319	3,595,491
3 関係会社未払金		4,950	4,950
4 未払費用		42,751	44,455
5 未払法人税等		1,531,376	1,162,926
6 未払消費税等		409,975	111,249
7 前受金		37,520	17,980
流動負債計		5,242,983	5,020,795
固定負債			
1 資産除去債務		25,506	25,506
2 繰延税金負債		969	842
固定負債計		26,475	26,348
負債合計		5,269,458	5,047,144
(純資産の部)			
株主資本			
1 資本金		370,000	370,000
2 利益剰余金			
(1)利益準備金	92,500		92,500
(2)その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	6,291,089		7,540,872
利益剰余金計		6,383,589	7,633,372
株主資本計		6,753,589	8,003,372
評価・換算差額等			
1 その他有価証券評価差額金		1,337	1,204
評価・換算差額等計		1,337	1,204
純資産合計		6,754,927	8,004,577
負債・純資産合計		12,024,386	13,051,721

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

科目	期別	前事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)	
		金額		金額	
営業収益					
1 委託者報酬		7,871,197		7,670,040	
2 運用受託報酬		5,100,427		5,897,341	
3 投資助言報酬		98,557		133,451	
4 その他営業収益		26,509	13,096,692	55,604	13,756,436
営業費用					
1 支払手数料		139,793		173,353	
2 調査費					
(1)調査費		68,385		72,873	
(2)委託調査費		130,426		73,810	
3 委託計算費		57,665		53,808	
4 通信費		6,449	402,721	8,422	382,269

一般管理費					
1 給料					
(1)役員報酬	1,513,388		1,571,897		
(2)給料・手当	440,373		461,983		
(3)賞与・退職金等	3,004,356		3,431,794		
2 交際費	9,568		8,954		
3 旅費交通費	39,080		20,373		
4 業務事務委託費	29,019		24,833		
5 租税公課	138,578		140,402		
6 不動産賃借料	113,321		119,840		
7 固定資産減価償却費	4,622		5,362		
8 諸経費	*1 276,013	5,568,322	*1 304,033	6,089,474	
営業利益		7,125,648		7,284,693	
営業外収益					
1 受取利息	3,652		21,905		
2 為替差益	88,131		-		
3 受取配当金	0		-		
4その他の営業外収益	-	91,784	929	22,834	
営業外費用					
1 為替差損	-		8,939		
2 投資有価証券売却損	76		12		
3 その他の営業外費用	4	80	38	8,990	
経常利益		7,217,352		7,298,537	
特別利益					
1 保険金収入	297	297	-	-	
特別損失					
1 固定資産除却損	0	0	508	508	
税引前当期純利益		7,217,649		7,298,029	
法人税、住民税及び事業税	1,910,940	1,910,940	2,048,243	2,048,243	
当期純利益		5,306,709		5,249,786	

## (3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				株主資本 合計	評価・換算 差額等 その他 有価証券 評価差額金	純資産合計
	資本金	利益剰余金					
		利益 準備金	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	370,000	92,500	2,984,385	3,076,885	3,446,885	1,102	3,447,988
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	2,000,005	2,000,005	2,000,005	-	2,000,005
当期純利益	-	-	5,306,709	5,306,709	5,306,709	-	5,306,709
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	235	235
当期変動額合計	-	-	3,306,704	3,306,704	3,306,704	235	3,306,939
当期末残高	370,000	92,500	6,291,089	6,383,589	6,753,589	1,337	6,754,927

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				株主資本 合計	評価・換算 差額等  その他 有価証券 評価差額金	純資産合計
	資本金	利益剰余金					
		利益 準備金	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	370,000	92,500	6,291,089	6,383,589	6,753,589	1,337	6,754,927
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	4,000,003	4,000,003	4,000,003	-	4,000,003
当期純利益	-	-	5,249,786	5,249,786	5,249,786	-	5,249,786
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	133	133
当期変動額合計	-	-	1,249,783	1,249,783	1,249,783	133	1,249,649
当期末残高	370,000	92,500	7,540,872	7,633,372	8,003,372	1,204	8,004,577

## [重要な会計方針]

## 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

## 2. 固定資産の減価償却の方法

## (1) 有形固定資産

主として定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物付属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物付属設備 10年～18年  
器具備品 3年～15年

## (2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込み利用可能期間（3年又は5年）に基づく定額法を採用しております。

## 3. 収益の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益は、委託者報酬、運用受託報酬および投資助言報酬であります。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

## (1) 委託者報酬

委託者報酬に関し、当社は投資信託の信託約款に基づき、投資運用サービスを履行する義務を負っております。当該履行義務は当社が日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が費消されるため、本報酬を主に日々の純資産価額に対する一定割合として、一定期間にわたり収益を認識しております。当社は当該収益認識方法により確定した報酬を投資信託によって年4回、年2回もしくは年1回受取ります。

## (2) 運用受託報酬

運用受託報酬に関し、当社は対象顧客との投資一任契約に基づき、投資一任サービスを履行する義務を負っております。当該履行義務は当社が日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が費消されるため、本報酬を主に月末純資産残高に対する一定割合として、一定期間にわたり収益を認識しております。当社は当該収益認識方法により確定した報酬を対象口座によって年4回もしくは年2回受取ります。

また、当社のグループ会社から受け取る運用受託報酬は、グループ会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識され、年4回受取ります。

## (3) 投資助言報酬

投資助言報酬に関し、当社は対象顧客との投資顧問契約に基づき、投資助言サービスを履行する義務を負っております。当該履行義務は、当社が日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が費消されるため、本報酬を日々の純資産価額に対する一定割合として、一定期間にわたり収益を認識しております。当社は当該収益認識方法により確定した報酬を年4回もしくは年2回受取ります。

また、当社のグループ会社から受け取る投資助言報酬は、グループ会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識され、年4回受取ります。

## (4) 成功報酬

成功報酬に関し、当社は投資信託の信託約款又は投資一任契約に基づき、投資運用サービスを履行する義務を負っております。対象となる投資信託または口座の運用実績が一定水準以上に達したとき、ハイ・ウォーター・マーク方式により、収益認識します。ハイ・ウォーター・マーク方式とは、主に一定時点毎の基準価額がハイ・ウォーター・マークを上回る場合、その上回る額に対応して一定の計算式で成功報酬を受領する仕組みです。当該報酬は信託約款等で定める成功報酬の確定した時点で収益として認識しております。当社は、当該収益認識方法により確定した報酬を主に委託者報酬及び運用受託報酬と同時に受取ります。

## [注記事項]

## （貸借対照表関係）

\*1有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
建物付属設備	55,251千円	55,895千円
器具備品	33,343千円	37,861千円
計	88,594千円	93,757千円

## （損益計算書関係）

\*1関係会社との取引に係るものは、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
諸経費	18,000千円	18,000千円

## （株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	7,400	-	-	7,400
合計	7,400	-	-	7,400

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通株式	2,000,005	270,271	2023年3月31日	2023年6月30日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	4,000,003	540,541	2024年3月31日	2024年6月30日

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	7,400	-	-	7,400
合計	7,400	-	-	7,400

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	4,000,003	540,541	2024年3月31日	2024年6月30日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

以下の決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月30日 定時株主総会	普通株式	4,000,003	540,541	2025年3月31日	2025年6月30日

## （リース取引関係）

## 1. オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
1年以内	65,716	65,716
1年超	164,290	98,574
合計	230,007	164,290

## （金融商品に関する注記）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に関する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。

## (2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収に係る信用リスクは僅少と判断しております。

投資有価証券は、当社設定の投資信託に対するシードマネーであり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬と、営業債務である未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。なお、営業債務の支払のタイミングは、営業債権とほぼ連動しており、営業債権及び営業債務の流動性リスクは僅少と判断しております。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

## 信用リスク

営業債権は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収に係る信用リスクは僅少であります。当社は、営業債権の算出の基となる各ファンドの純資産について信託銀行と定期的に残高照合し、ファンドごとに期日及び残高を管理しております。

## 流動性リスク

上記のとおり、営業債務の支払のタイミングは、営業債権とほぼ連動しており、営業債権及び営業債務の流動性リスクは僅少であります。

## 市場リスク

当社は、外貨建ての預金及び営業債権について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また投資有価証券に関しては、定期的に時価や発行体（投資先企業）の財務状況等を把握し、保有状況の継続的な見直しを行っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払金、未払法人税等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	21,684	21,684	-
資産計	21,684	21,684	-

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	21,324	21,324	-
資産計	21,324	21,324	-

（注）その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-3項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（注1）有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照ください。

（注2）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 投資有価証券				
その他有価証券のうち 満期があるもの	87	21,596	-	-
合計	87	21,596	-	-

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 投資有価証券				
その他有価証券のうち 満期があるもの	-	21,324	-	-

合計	-	21,324	-	-
----	---	--------	---	---

(注3) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額  
該当事項はありません。

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券	-	87	-	87
合計	-	87	-	87

( ) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-3項の基準価額を時価とみなす投資信託については、上表には含めておりません。貸借対照表における当該投資信託の金額は投資有価証券21,596千円であります。なお、期首残高から期末残高への調整表及び、算定日における解約等に関する制限の内容ごとの内訳は、基準価額を時価とみなす投資信託の合計額の重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 投資有価証券

投資有価証券は当社設定の投資信託であります。これらは市場における取引価格が存在しない投資信託であり、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないため、基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

( ) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-3項の基準価額を時価とみなす投資信託については、上表には含めておりません。貸借対照表における当該投資信託の金額は投資有価証券21,324千円であります。なお、期首残高から期末残高への調整表及び、算定日における解約等に関する制限の内容ごとの内訳は、基準価額を時価とみなす投資信託の合計額の重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 投資有価証券

投資有価証券は当社設定の投資信託であります。これらは市場における取引価格が存在しない投資信託であり、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないため、基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

#### (有価証券関係)

##### 1. その他有価証券

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託受益証券	13,164	10,000	3,164
小計	13,164	10,000	3,164
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託受益証券	8,519	9,377	857
小計	8,519	9,377	857
合計	21,684	19,377	2,306

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託受益証券	12,751	10,000	2,751
小計	12,751	10,000	2,751
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託受益証券	8,573	9,277	704
小計	8,573	9,277	704
合計	21,324	19,277	2,047

## 2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託受益証券	10,317	0	76

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託受益証券	87	-	12

（デリバティブ取引関係）  
該当事項はありません。（退職給付関係）  
該当事項はありません。（持分法損益等）  
該当事項はありません。

（税効果会計関係）

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
未払費用否認	18,431千円	20,058千円
未払事業税	95,643千円	60,464千円
その他有価証券評価差額金	262千円	222千円
資産除去債務	7,809千円	8,039千円
繰延税金資産小計	122,147千円	88,785千円
評価性引当額（注）	122,147千円	88,785千円
繰延税金資産合計	-	-

## 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	969千円	842千円
固定資産（除去費用）	0千円	0千円
繰延税金負債合計	969千円	842千円
繰延税金負債の純額	969千円	842千円

（注）評価性引当額が33,361千円減少しております。この減少の主な内容は、未払事業税に係る評価性引当額が35,178千円減少したことによります。

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0%	0.0%
評価性引当額の増減	0.9%	0.5%
特別税額控除	5.1%	2.1%
その他	0.1%	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.5%	28.1%

## 3. 決算日後における法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する等の法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に公布され、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更されることとなりました。この実効税率の変更に伴う影響は軽微であります。

## （資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

## (1) 当該資産除去債務の概要

オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

## (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から25年半と見積り、割引率は0.56%から1.145%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
期首残高	25,506千円	25,506千円
時の経過による調整額	-	-
期末残高	25,506千円	25,506千円

## （収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、「投資運用・顧問業」という単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
委託者報酬	3,489,973千円	3,878,257千円
運用受託報酬	1,505,103千円	1,706,530千円
投資助言報酬	98,557千円	133,451千円
成功報酬	7,976,547千円	7,982,593千円
顧客との契約から生じる収益	13,070,182千円	13,700,832千円
その他の収益	26,509千円	55,604千円
外部顧客への売上高	13,096,692千円	13,756,436千円

## （セグメント情報等）

## セグメント情報

当社の報告セグメントは、「投資運用・顧問業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 関連情報

## 1 製品及びサービスごとの情報

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	投資信託	投資一任	投資助言	その他	合計
外部顧客への営業収益	7,871,197	5,100,427	98,557	26,509	13,096,692

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	投資信託	投資一任	投資助言	その他	合計
外部顧客への営業収益	7,670,040	5,897,341	133,451	55,604	13,756,436

## 2 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

日本	香港	その他	合計
8,001,109	4,944,390	151,191	13,096,692

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

日本	香港	その他	合計
7,843,526	5,776,762	136,148	13,756,436

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 3 主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
シンプレクス・アセット・マネジメント (香港)カンパニー・リミテッド	4,944,390	投資運用・顧問業

（注）委託者報酬については投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
シンプレクス・アセット・マネジメント (香港)カンパニー・リミテッド	5,776,762	投資運用・顧問業

（注）委託者報酬については投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

## 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

## 報告セグメントごとののれんの償却及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

## 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

## （関連当事者との取引）

## 1. 関連当事者との取引

## (1) 財務諸表提出会社の親会社等

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
----	--------	-----	--------------------------	---------------	-------------------------------	---------------	-------	--------------	----	--------------

親会社	(株)シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス	東京都千代田区	370,000	子会社支配・管理	(被所有)直接・100%	持株会社形式の子会社支配、役員兼任	経営指導・管理料の支払	18,000	関係会社未払金	4,950
-----	-----------------------------	---------	---------	----------	--------------	-------------------	-------------	--------	---------	-------

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	(株)シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス	東京都千代田区	370,000	子会社支配・管理	(被所有)直接・100%	持株会社形式の子会社支配、役員兼任	経営指導・管理料の支払	18,000	関係会社未払金	4,950

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等

- 取引金額は、契約指導及び管理に関する契約並びに関連契約に基づき、予め定められた条件により報酬の支払いを行っております。
- 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主等  
該当事項はありません。

(3) 財務諸表提出会社の子会社等  
該当事項はありません。

(4) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	シンプレクス・アセット・マネジメント(香港)カンパニー・リミテッド	香港	50万香港ドル	投資運用業及び投資信託事務委託業	-	投資一任契約 役員兼任	運用受託報酬の受取(注)	4,944,390	未収運用受託報酬	2,820,466
同一の親会社を持つ会社	シンプレクス・キャピタル・インベストメント(株)	東京都千代田区	10,000千円	投資事業組合財産の運用及び管理	-	投資助言契約 私募集取契約 役員兼任	投資助言報酬の受取(注) 私募集取手数料の受取(注)	72,815 21,703	未収投資助言報酬 その他流動資産	46,695 12,713

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	シンプレクス・アセット・マネジメント(香港)カンパニー・リミテッド	香港	50万香港ドル	投資運用業及び投資信託事務委託業	-	投資一任契約 役員兼任	運用受託報酬の受取(注)	5,776,762	未収運用受託報酬	2,537,584
同一の親会社を持つ会社	シンプレクス・キャピタル・インベストメント(株)	東京都千代田区	10,000千円	投資事業組合財産の運用及び管理	-	投資助言契約 経営助言等契約 私募集取契約 役員兼任	投資助言報酬の受取(注) 経営助言等報酬の受取(注) 私募集取手数料の受取(注)	84,962 10,815 33,763	未収投資助言報酬 その他流動資産 その他流動資産	21,045 4,719 9,506

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等

- シンプレクス・アセット・マネジメント(香港)カンパニー・リミテッドとの投資顧問契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額の受取りを行っております。

2. シンプレクス・キャピタル・インベストメント株式会社との投資助言契約、経営助言等契約及び投資事業有限責任組合の持分の私募取扱いに関する契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額の受取りを行っております。
3. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## 2. 親会社に関する注記

株式会社シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス(東京証券取引所TOKYO PRO Marketに上場)

## (1株当たり情報)

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
1株当たり純資産額	912,828円05銭	1株当たり純資産額	1,081,699円66銭
1株当たり当期純利益金額	717,122円91銭	1株当たり当期純利益金額	709,430円60銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。	

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益	5,306,709 千円	5,249,786 千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益	5,306,709 千円	5,249,786 千円
期中平均株式数	7,400 株	7,400 株

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

2025年6月30日

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社  
取締役会御中有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員	公認会計士	高橋	秀和
業務執行社員			
指定有限責任社員	公認会計士	倉持	奈美子
業務執行社員			

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

## 財務諸表に対する経営者及び監査役の実行責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の実行責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注)1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。